



## 3月12日から 改正道路交通法が施行されます

### 1. 臨時認知機能検査・臨時高齢者講習を新設

#### ●臨時認知機能検査

改正前は3年に1度の免許証の更新のときだけ受けることとされていた認知機能検査について、75歳以上の運転者が一定の違反行為をすると、新設された「臨時認知機能検査」を受けなければなりません。

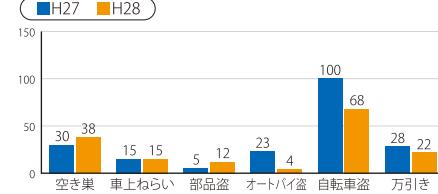
#### ●臨時高齢者講習

臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された高齢者は、新設された「臨時高齢者講習」(個別指導と実車指導)を受けなければなりません。

### 2. 臨時適性検査制度の見直し

更新時の認知機能検査または臨時認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された人は、違反の有無を問わず、臨時適性検査(医師の診断)を受けるなどをしなければなりません。

小郡警察署管内の犯罪および交通事故の発生状況  
(12月末現在)



○刑法犯発生件数 398件(-39件)

○交通事故発生状況 317件(-33件)

発生件数 0人(-1人)

死者数 435人(-3人)

傷者数 ※( )は、昨年同月比を示す

毎月9日は  
防災の日

こちら119

久留米広域消防本部  
三井消防署 ☎72-5101



## 消火栓や防火水槽の付近は駐車禁止です

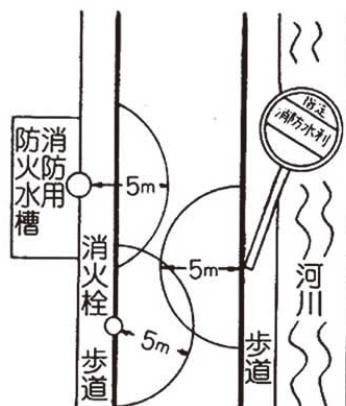
消防車が消火に使用する水は、どこから吸水しているかご存じですか。

使用する水は、池や川の水を吸い上げる場合もありますが、多くの場合は道路上や歩道脇に設けられた消火栓や防火水槽を利用しています。しかし、道路上に違法に駐車された車両によって、消火栓や防火水槽が使えなくなるといった事態が発生し、消防隊の活動に支障を来すことがあります。

消火栓や防火水槽付近に駐車することは法律でも禁止されていますので、絶対に駐車しないでください。

### 道路交通法で駐車を禁止している場所 (消防に関するもの)

- ①・消防用機械器具置場または消防用防火水槽の側端  
・上記の道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- ②次の場所から5メートル以内の部分  
・消火栓  
・消防水利の標識が設けられている位置  
・消防用防火水槽の吸水口または吸管投入孔



## 消費生活相談室

小都市消費生活相談室  
☎27-5188

窓口開設日  
毎週月・火・木・金曜日  
午前9時~正午、午後1時~4時

## パソコン操作中に警報音が鳴り出した! 「ウイルスに感染しました」というニセ警告に注意

パソコンでサイト検索中に突然警報音が鳴り出し、画面に「ウイルスに感染しました! サポートセンターへご連絡ください」と表示された。表示先に電話すると、片言の日本語で「ウイルス除去には1万5千円かかる、クレジットカードかプリペイドカード払いになる」と説明されたが、不審になり電話を切った。パソコン業者に点検してもらったところ、ウイルスには感染していなかった。どういうことか?



- ・警報音と警告画面は、特定のURLにアクセスしたことが原因で、ウイルス感染によるものではありません。パソコンをシャットダウンし電源を入れ直すと、警報音や警告画面は消え、パソコンは正常に戻ります。
- ・表示先に電話することにより、パソコンを遠隔操作された、クレジットカード番号を教えてしまった、などの被害が報告されています。不審に感じたら、慌てず消費生活相談室へご相談ください。
- ・警報音や警告表示が繰り返されるときは、IPA(独立行政法人情報処理推進機構) ☎03-5978-7501にご相談ください。